

建設工事請負契約書第26条第1項～4項  
(全体スライド)の  
運用マニュアル

平成26年3月  
柏市

## 1 適用対象工事

(1) 契約日から12月を経過した工事（ただし、既に全体スライド条項により契約金額の変更を行っている場合は、基準日（直前のものに限る。）から12月を経過していること。）

(2) 原則として、残工期が2月以上ある工事

## 2 請求日及び基準日等について

### (1) 請求日

全体スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とする。

### (2) 基準日

契約書第26条第3項の規定によるスライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日。請求日と同じ日とすることを基本とするが、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることができる。

### (3) 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とする。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

### (4) 出来形数量

契約書第26条第2項の規定による既済部分に係る設計数量

### (5) スライド額

契約書第26条第2項及び第3項の規定による契約変更の対象となる額

## 3 スライド協議の請求

受注者が全体スライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合、書面（様式1-1）に賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料（様式1-2ほか）を添付し、発注者に提出すること。発注者は、スライド額協議開始日及び基準日を定め、請求日から7日以内に、受注者に通知するものとする。（様式2-1）

#### 4 出来形数量の確認

(1) スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、発注者は、請求日から14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行う。  
受注者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出すること。

(2) 出来形数量の確認は、工事費内訳書等に対応して行う。

(3) 出来形数量の基本的な扱い

ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは、出来形数量として取り扱う。

イ 工事費内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とする。

ウ 各工事におけるア及びイの詳細については、発注者へ確認すること。

(4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含める。

#### 5 スライド額の算出

(1) スライド額は、次式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15/1000)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S：スライド額

P1：変動前残工事金額（請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額）

P2：変動後残工事金額（変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額）

$$P1 = \alpha \times Z1, \quad P2 = \alpha \times Z2$$

$\alpha$ ：落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による）

Z1：発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

Z2：変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相当する額

(2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、契約時における県の積算単価とする。  
また、算出に用いる共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、

契約時の率（基準日以前に契約変更を実施している場合は、変更契約における率）とする。

(3) P2及びZ2は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。  
また、共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、基準日の率とする。

(4) P2及びZ2を算出する際に用いる単価は、基準日時点の積算単価とする。

(5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、受発注者の協議によることとする。

(6) 発注者から協議書（様式3-1）により受注者にスライド額（案）を提示するものとする。

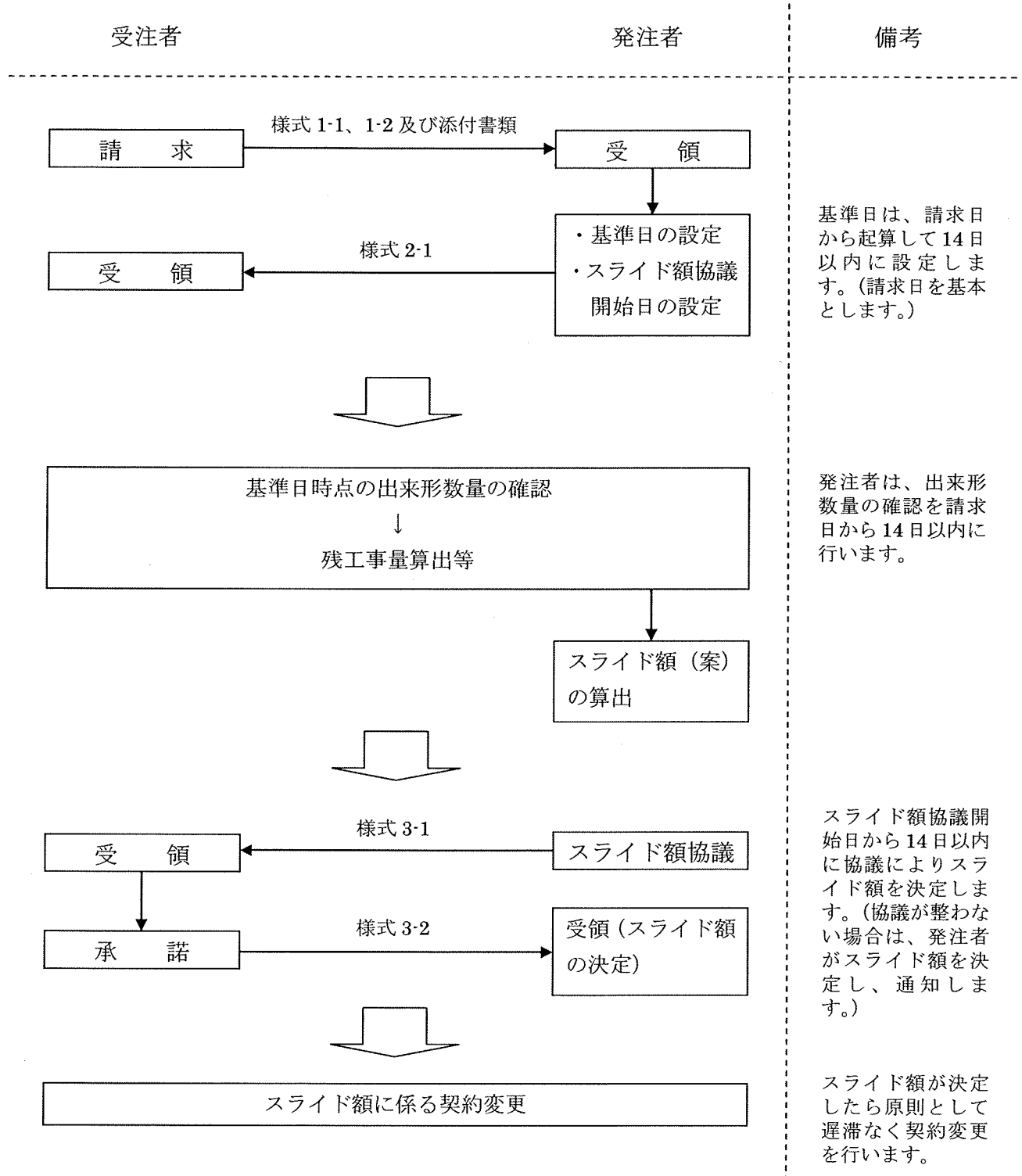
異議のない場合は、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書（様式3-2）を提出しすること。

なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知する。（様式3-3）。

## 6 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行う。

# 全体スライドの手続きフロー



[受注者からの請求]

平成 年 月 日

(発注者宛)

様

住所  
受注者  
氏名

印

[ 法人の場合は名称  
及び代表者の氏名 ]

工事請負契約書第 2 6 条第 1 項から第 4 項までの規定による契約金額の変更 (請求)

平成 年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適當となったため、工事請負契約書第 2 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により契約金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 契 約 金 額                    ¥
- 3 契 約 日                    平成 年 月 日
- 4 工 期                    平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 工 事 場 所
- 6 希 望 基 準 日                平成 年 月 日
- 7 変 更 請 求 概 算 額          ¥
- 8 概 算 変 動 前 残 工 事 金 額 ¥

(概算変動前残工事金額とは、契約金額から当該請求日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

- ※ 希望基準日は、この請求を提出する日から起算して14 日以内とする。
- ※ 別紙「概算スライド額調書」(様式 1 - 2)を添付する。
- ※ 監督員と相談の上、出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料を添付する。
- ※ 変更請求概算額及び概算変動前残工事金額については、精査の結果によっては、変更となることがある。
- ※ 工期又は工事内容の変更について先行指示があるが、契約変更が済んでいない場合には、その旨を確認するための資料を添付する。

## 概算スライド額調書

工 事 件 名	
契 約 金 額	円 (税込み)
予 定 価 格	円 (税込み)
落 札 率	%
契 約 日	平成 年 月 日
工 期	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
希 望 基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高	%
出 来 高 額 (既済部分に相応する契約金額)	円 (税込み)
変 動 前 残 工 事 金 額 P1	円 (税込み)
変 動 後 残 工 事 金 額 P2	円 (税込み)

○スライド額 (S) = P2 - P1 - (P1 × 15 / 1000)  
(税込み)

P1 : 変動前残工事金額 (税込み)  
(契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額)

P2 : 変動後残工事金額 (税込み)  
(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額)

※ 出来高, 出来高, 変動前残工事金額及び変動後残工事金額については, 概算とする。ただし, 精査の結果によっては, これらを変更することがある。

(様式2-1)

(文書番号)

平成 年 月 日

(受注者宛)

様

(発注者)

工事請負契約書第26条第3項に規定する基準日及び協議の開始の日（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった「工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定による契約金額の変更（請求）」については、工事請負契約書第26条第3項の規定により、下記のとおり基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

記

1 工 事 件 名

2 基 準 日      平成      年      月      日

3 協 議 開 始 日      平成      年      月      日



(様式 3 - 1)

(文書番号)

平成 年 月 日

(受注者宛)

様

(発注者)

工事請負契約書第 2 6 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額 (協議)

平成 年 月 日付けで請求のあった「工事請負契約書第 2 6 条第 1 項から第 4 項までの規定による契約金額の変更 (請求)」について、工事請負契約書第 2 6 条第 2 項及び第 3 項の規定による変動前残工事金額、変動後残工事金額及びスライド額を下記のとおりとしたいので協議します。

なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

1 工事件名

2 変動前残工事金額	¥	-	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥		-)

3 変動後残工事金額	¥	-	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥		-)

4 スライド額	¥	-	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥		-)

5 契約変更予定時期 ・協議が整い次第、速やかに行う。

6 回答期日 平成 年 月 日

(様式3-2)

平成 年 月 日

(発注者宛)

様

住所

受注者

氏名

印

〔法人の場合は名称  
及び代表者の氏名〕

### 承諾書

平成 年 月 日付(文書番号)により協議があったスライド額については、  
下記のとおり承諾します。

#### 記

1 工事件名

2 変動前残工事金額	¥	—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	—)

3 変動後残工事金額	¥	—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	—)

4 スライド額	¥	—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	—)

(様式3-3)

(文書番号)

平成 年 月 日

(受注者宛)

様

(発注者)

工事請負契約書第26条第2項及び第3項の規定によるスライド額 (通知)

平成 年 月 日付 (文書番号) によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、平成 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

については、工事請負契約書第26条第3項の規定により、スライド額を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 工事件名

2 スライド額                    ¥                    -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥                    -)

3 契約変更予定時期 ・速やかに行う。